

重要事件の現場活動及び採取資料等鑑定処理要領の制定について

昭和57年7月27日

例規（鑑）第20号

この要領は、重要事件の早期かつ的確な解決を図るため、現場活動の強化及び採取資料等の早期鑑定・検査に関し、必要な事項を定めるものである。

主な内容は、

- 現場に先着した警察官の措置
- 現場指揮所等の設置
- 現場活動責任者等の指名
- 現場活動責任者等の任務
- 鑑定処理責任者等の指名
- 資料取扱責任者の措置
- 鑑定処理責任者の措置

等である。